平成27年度 委員会行政視察実施報告書

(視察箇所ごとに作成)

委員会名	環境建設委員	会			
参 加 委 員	古市順子 原 栄一	深井武文 尾島 勝	佐藤論征 南波清吾	松尾	卓

委員長、 副委員長

1 上田市での課題と視察の目的

上田市では、合併後に地域内分権の確立を目指して、9つの地域協議会が発足した。 平成 26 年度には、このうち 3 地域で「地域経営会議」が発足し、27 年度以降も設立 を目指している。将来的には地域自治組織も模索しており、地域予算制度など先進的な 取り組みを視察し、今後の参考とする。

2 実施概要						
実施	百日時	視察先	三重県 名張市			
平成27年6月3日(水) 13時45分~15時45分		担当部局	地域部 地域担当監 地域政策室・地域経営室			
視察事業名	まちづくり(地 (ゆめづくり地		の取り組み)について ついて)			
	て開け、現在の 分で、60 年代が	に位置し、奈 まちは伊勢参 から大規模住 ⁹ -クに減少。5	良県と接する。万葉の昔から宿駅とし りの宿場町が原形。大阪市部まで約 60 宅地が造成されたが、急増した人口は 見在の人口は約 8 万人。			
報告内容		原点に、自立さる る福祉の理ないの理念においまままままままままままままままままままままままままままままままままままま				

地域コミュニティの支援や 市民公益活動、地域福祉を推進

している。

3 視察事項について

名張市は、平成 15 年4月、まちづくりを「住民が自ら考え、自ら行う」ことを目指し、市民参加のもとに自立的、主体的なまちづくりの気運を高め、誰もがいきいきと輝いて暮らせる地域をつくりあげるため、行政支援として「ゆめづくり地域予算制度」を創設した。



地区公民館(概ね小学校区)を 単位とする 15 の地域で、住民の 合意により設立された住民主体 のまちづくり組織である「地域づ くり組織」が、まちづくりを活発 に行っている。

市はこの地域づくり組織に対し、使途自由な「ゆめづくり地域 交付金」を交付し、住民主体のま ちづくり活動を支援している。

地域づくり組織について

- ・基本理念・・・ 都市内分権(地域内分権)の推進を図ること を目的に設置、市と基礎的コミュニティ、地域 づくり組織の三者がお互いに協働、連帯して、 住民自治の確立を目指す。
- ・事業内容・・・ 自主防犯・防災、人権尊重及び健康・福祉の 増進、環境問題、高齢者の生きがいづくり、子 どもの健全育成、地域文化の継承・創出、コミ ュニティビジネス、地域課題の解決、地域振興 及び住民交流 他
- ・地域ビジョン… 地域の特性を生かした個性ある将来のまちづくり計画として、理念・目標が設定され、基本 構想や方針、実施計画が掲げられている。 特に、防犯・防災、福祉、環境のテーマは、 全地域が取り上げている。
- ・法人化・・・・ 地域づくり組織は、法律上の責任の所在を明確にし、継続した活動の基盤を確立するため、 法人格の取得に努める。

ゆめづくり地域予算制度について

従来の地域向け補助金を廃止した(資源ごみ集団回収事業補助金など、約3,800万円)上で、使途自由で補助率や事業の限定がない交付金を、市内15の「地域づくり組織」に交付する制度。

各地域づくり組織は、この予算制度を活用し、地域の課題解決のための事業を自ら実施する。

地域交付金の積算根拠

「平成 26 年度]

基本額	人口割	3,500 万円×70%×地域人口÷市人口	
	均等割	3,500万円×30%÷15	
加算額	地区代表者 協力事務費	72,000×基礎的コミュニティ数(174)	
(コミュニティ 活動費)	地区活動費	25,000×基礎的コミュニティ数(174) 200 円×基礎的コミュニティの人口	
事務局経費 (地域調整額)	1 地域 30 万円 (但し、40 万円: 3 地域・50 万円: 1 地域)		
地域事務費 (人件費)	基本額 1,500 千円に人口数や基礎的コミュニティ数を勘案して加算した額		

ゆめづくり協働事業提案制度

25年度予算(3,000万円)から、地域だけ、市だけでは解決できない課題について、地域と市が協議しながら新たなサービスや価値を生み出すための協働事業を進めるもの。

26年度の各事業費

(1) 地域交付金 合計額: 105,692,200 円(2) ゆめづくり協働事業交付金 合計額: 36,409,000 円(3) 公民館の指定管理料 合計額: 83,954,000 円総額: 226,055,200 円

地域づくり組織との協働推進体制

- ・ 平成7年頃~ : 地域振興推進チーム員 任意のまちづくり協議会が設置されてくる中、市職員から 「地域振興推進チーム員」を任命(兼任)し、指導及び助言、 情報の収集及び提供、関係部局との連携調整を図る。
- ・ 平成 15 年 4 月 : 地域振興推進チーム制度 地域予算制度をスタートさせるに当たり、市内 14 地域に市 職員 124 名 (兼任) で編成。
- ・ 平成 21 年 5 月 : 地域担当職員制度 地域づくり組織の安定的な継続支援を行うため、地域づくり 組織ごとに管理職 2 名 (兼任)で構成。
- ・ 平成24年4月 : 地域担当監 地域ビジョンの施策反映の仕組みや地域予算制度の拡充に 伴い、地域づくり組織等との協働を推進する組織体制として、 新たに「地域部」を設置し、専任スタッフ職として地域担当監 3名を配置。地域部には、地域政策室、地域経営室を置く。

ゆめづくり地域予算制度の成果として、行政頼みの意識が減り、 地域課題を住民自らが考え解決する意識が向上して、住民主導のま ちづくりが進んだ。

今後の展望として、地域コミュニティ、目的別公益団体 (NPO 法人、企業など)、行政が連携・協働・支え合い、住民自治の熟度が向上して、都市内分権のまち・生涯現役のまちを目指している。

上田市として目指す方向は、参考になることが多い。名張市には 自発的な市民の活動があったということで、行政の押し付けでな く、十分時間をかけた組織づくり、システムづくりをすることが大 切だと改めて認識した。

地域づくり組織は、大小の違いがあっても概ね小学校区で考えていく方が、イメージがわきやすく無理がないと感じた。

行政として、専門部署の設置、専任スタッフの配置等、支援体制 を充実させることが重要だということを学んだ。

考 察

(まとめ:市政に活かせると思われる事項等



視察先の写真、資料等がある場合は添付のこと

平成27年度 委員会行政視察実施報告書

(視察箇所ごとに作成)

委員会名	環境建設委員会				
参加委員	古市順子	深井武文	佐藤論征	松尾	卓
	原 栄一	尾島 勝	南波清吾		

1 上田市での課題と研修・調査の目的

いち早く条例を制定した生駒市の取り組みから、空き家対策特措法との整合性や上田市が取り組む 適正管理のための具体案や課題について、参考とすることとした。

2	実施概要			
実 施 日 時		視察先	奈良県 生駒市	
平成27年6月4日(木) 9時30分~11時00分		担当部局	都市整備部 建築課	
空き家対策等について 視察事業名 (生駒市空き家等の適				る条例について)
		1 視察先の概要 昭和46年、現在の市域(53.18 km²)に人口37,439人の生駒市が誕生。 住宅ブームにより人口が急激に増加し、現在では人口約12万人の県下3 の規模の都市である。 市域は、東西7.8 km、南北14.9 kmと南北に細長い形状で、西に主峰「生を擁する生駒山地が南北に走り、東に矢田・西の京丘陵が併走。中央には流域の竜田川が南流する生駒谷を形成している。 近年は、関西文化学術研究都市や生駒駅再開発、近鉄けいはんな線の開かり、大阪のベッドタウンとして今後更なる発展が予測されている。		
	報告内容	2 視察先の特徴 生駒市の空き家率は も低い値となっている 少子高齢化に伴い、現	。しかし、全[国的な

今後も引き続き増加傾向で推移することが 予想されている。特に昭和50年代頃に開発 された郊外型住宅地では、高齢化率が30% を超えるところもあり、空き家・空き地の 増加に歯止めをかけるべく、昭和23年8月 に学識経験者や関係団体の代表、公募によ る市民、行政職員を委員とした「空き家・ 空き地対策検討委員会」を設置した。



空き家・空き地対策検討委員会は、平成25年3月までに10回の会議を開催し、 市の空き家率や地域別の高齢化率、関連事業の実施状況、先進地事例等の調査・ 研究、市民アンケートの結果を踏まえた意見交換や提案が行われた。

検討委員会がまとめた対策案の方向性

- 「既存の空き家・空地への対策」
- 「今後、空き家を増やさない対策」
 - : 住み続けられる環境を整備・住み替え促進を図る

また、空き家等の適正管理を促していくための条例については、先進他市の条例を参考に検討した。

3 視察事項について

- (1) 空き家・空き地対策検討委員会の設置と役割について
 - ・ 地域別の空き家率や高齢化率など状況把握。

当初は、自治会組織を活用して情報を集めたが、現状把握のため敷地内に立ち入ることができなかった。しかし、条例制定により立ち入り調査が可能となり、正確な状況把握ができるようになった。

不適正な管理により、生じた不都合が市のどこの部署の担当かという観点 や適正管理により空き家が増えないための取り組みを所管する部署の職員 が委員会に加わっている。(福祉支援課や市民活動推進課が参加)

- (2) 「生駒市空き家等の適正管理に関する条例」の制定により可能となったこと
 - ・ 空き家等について所有者等の適正管理の責務を明確にした。
 - ・ 管理不全な空き家等に関する情報提供の呼びかけや相談窓口を設置
 - ・ 所有者が判明しない場合、応急措置が可能
 - ・ 所有者に適正な管理をもとめる助言、指導、勧告及び命令
 - ・ 命令に従わない所有者の公表
 - ・ 所有者の同意による代行措置
 - ・ 命令に従わない場合の代執行 等が挙げられる。

空き家等の適正管理に関する条例に基づく 指導事例として、老朽危険家屋解体工事補助 金を利用し2件の解体工事を行ったとのこ と。

また、所有者が判明しない場合や所有者の 同意による、応急措置なども行っている。



- (3) 今後の既存の空き家対策について
 - 空き家バンク制度

(参照:http://city.ikoma.lg.jp/kashitsu/07300/03/08.html)

- 空き家の未然防止のため啓発セミナーを開催
- ・ 納税通知書を活用し、啓発チラシを同封
- ・ 転入バスツアー 等を進めていく。

(4) 空家等対策の推進に関する特別措置法について

空家等対策の推進に関する特別措置法施行により、条例を制定していなくて も空き家等の適正管理に向け、必要な措置が行えることとなった。

施策の概要

- ・所有者等を把握するために固定資産税情報の内部利用等が可能。
- ・「特定空家等に対する措置」を講ずる基準等が示された。
- ・行政が取り組む内容や手順が示された。 等々

行政の取り組みとして義務づけられたこともあり、上田市の取り組みを注視 していきたい。

1 検討委員会について

検討委員会において、住みやすい環境づくりや空き家を増やさないための取り 組みとして、コミュニティの活性化を挙げ、自治会リーダーの育成や高齢者を地 域で支えるなどの近所づきあいを促進する地域づくりが視野におかれている。

上田市でも様々な課題への対応にはコミュニティの維持や強化が必要であり、 注目したい。

2 条例や特措法施行について

- ・ 空き家等の所有者等の特定や応急措置、代執行などの費用に係る予算等の考 え方や確保について課題があると考える。
- ・ 代執行等の予算交付や市独自に条例を制定し、きめ細やかな対応や措置が課 題ではないか。

考 察

(まとめ: 市政に活か せると思わ れる事項) 生駒市では、条例に規定する「管理不全な状態」について、「老朽危険度判定 基準」を定めて、構造物の部位別等に数値で評価することにより公平性を確保し、 評価も一定の水準を保つよう工夫をされている。このことは、上田市でも参考に すべきと考える。

いずれにしても適正管理については、所有者等が費用等も含めて行っていくことが前提であり、その費用等について市の負担を可能な限り抑制していくことが必要である。今後も特定空き家を増やさない対策が重要になると考える。

3 今後の空き家等の適正管理や利活用について

空き家等の利活用には、子育て世代をターゲットに固定資産税の減額や住宅ローンに対する助成金制度、新婚家賃補助などの意見がある。上田市にとっても単に人口問題だけでなく、地域の活力などの観点からも、若者世代への支援を検討する必要があるのではないか。注視していかなければならないと思う。

空家等対策の推進に関する特別措置法による国からの財政措置が明確になっていない現在、上田市としては、やはり空き家を増やさないこと、特定空家等を増やさないこと、この2点が取り組むべき方向性である。地域の活性化につながるような具体案を策定することが課題ではないか。

平成 2 7 年度 委員会行政視察実施報告書

(視察箇所ごとに作成)

委員会名	環境建設委員会				
参加委員	古市順子	深井武文	佐藤論征	松尾	卓
	原 栄一	尾島 勝	南波清吾		

1 上田市での課題と研修・調査の目的

資源循環型施設建設に向け、ごみ減量化に取り組むことが上田市にとって重要な課題となっている。1人当たりのごみ排出量が非常に少ない掛川市の取り組みを視察し、参考とすることとした。

2 実施概要

実 施 日 時		視察先	静岡県 掛川	市		
平成27年6月5日(金) 9時30分~11時30分		担当部局	環境経済部	環境政策課 ごみ減量推進係		
視察事業名	新ごみ減量大作戦に	こついて(ごみ)	減量化の取り組み	かについて)		
報告内容	発足した。人口 113 郡が含まれ、牧川城を 世末が主要が「掛川城を 農業が「掛川城を 道新幹線「掛」、 の誘致県内有数のコ 2 視察先の特徴の 平の別焼みの での別焼みの での別ではいる ででのが必要がしたり では、1人1日 では、1000 では	3,932人(平成 会社のすくがでででであり、 を核としてであり、 を都市都市となった。 がままれている。 がままれている。 でのは、 後、いでのは、 がいでのが、 がいでいる。 でいて、 がいでいる。 でいる。 でいて、 でいて、 でいて、 でいて、 でいて、 でいて、 でいて、 でいて、	27年現在入面和こででは、1年現在入面をでは、1年現ででは、1年間では、1年には、1年には、1年には、1年には、1年には、1年には、1年には、1年に	大須賀町の一市二町が合併し、 漬 265.69 km。佐野郡及び小笠 代には東海道の主要宿場町と 地方都市である。 国屈指の産出量を誇る。東海 チェンジ」とともに工業団地 引時に、製造品出荷額1兆円を 事数を迎えることから閉鎖し、 た。このなり、燃えるごみの した。この取り組みにより、 処理事業実態調査」において、 6全国で第2位(人口10万人 は1位となった年もあり、今後		

2 視察事項について

- シンボルマーク・キャッチフレーズの公募
- ・ 啓発用のぼり旗の作成及び設置
- ・ 直接搬入ごみの指導
- ・ 剪定枝等の再資源化に向けた取り組み
- ・ ごみ袋記名制の導入
- ・ 生ごみパックン講習会
- ・ 食用油リサイクル事業



小型家電回収ボックス

食用油収集によりごみ減量化を図り、併せて廃食用油をバイオディーゼル燃料に精製し、ごみ収集車で使用することにより排出ガスのクリーン化。

- ・ 集団回収の取りやめ 平成22年から、主に古紙の回収を取りやめ、大幅にごみの量を削減。
- ・ 古紙回収コンテナの設置 行政が回収を行わない古紙ついては、公民館、学校等の公共施設や量販店の 空きスペースを利用し、古紙回収コンテナを民間会社が設置し運用している。 市は、古紙の販売価格が一定価格に満たない場合に不足分を設置会社に補助す る後方支援を行っている。
- ・ 古布・くつ・かばん及び使用済み小型電子機器の回収
- ・ クリーン推進委員の設置

ボランティアで毎年約 600 人のクリーン推進委員を各区及び小区に1名以上任命し、以下の活動を実施。

ごみの分別、減量再資源化、排出マナー等に関する啓発指導 市が実施する講習会等への参加

不法投棄、不正出荷等の連絡

その他、環境美化施策の推進において必要な事項

クリーン推進委員については、研修会、視察研修会等を行うなど、資質向上 を図り、功績のあった委員については表彰を行っている。

考察

(まとめ: 市政に活か せると思わ れる事項) 年間約600人ものクリーン推進委員を各地区から選任し、各地区で活動することにより、市民のごみに対する意識の向上が図られており、優れた取り組みであった。また、古紙回収ボックスの設置については、民間主体の取り組みを市が支援する形態をとっており、民間との協力体制について非常に参考となった。

民間主体の取り組みについては、やはりそれまでの市全体での取り組みの中で、市民の意識の高さから古紙回収ボックスのような取り組みが生まれている。上田市においても、市民の皆さんのごみに対する意識向上、市全体での取り組みとなるような仕組みづくり、取り組みが重要な課題である。

